

耐震偽装問題対策検討ワーキングチーム－第２回緊急提言

平成 17 年 12 月 25 日

自由民主党 幹事長 武部 勤 殿

自由民主党耐震偽装問題プロジェクトチーム座長 林田彪 殿

耐震偽装問題検討ワーキングチーム

座 長 早川 忠孝

副座長 柴山 昌彦

事務局長 牧原 秀樹

松本 文明

若宮 健嗣

安井潤一郎

土井 真樹

稲田 朋美

福岡 資麿

上野賢一郎

清水清一郎

長島 忠美

平 将明

ワーキングチームとしてこれまでの調査と活動に基づき、下記の通り第 2 回目（1 回目は 19 日（月）に提出済み）の緊急提言を致します。我々としては住民の安全や安心、世論の意向も踏まえ、緊急に対応すべきであると思料致しております。

なお、ワーキングチームとしてこのたび（26 日付）新たにホームページを開設いたしました。本件の断固たる対応のため、私たち側からも情報提供を行います。真相解明のため国民の皆様にも広く Email、電話及びファックスでの情報提供を求めます。

記

1 . 住民の安心・安全の確保

- (1) 国には法的責任があるという前提ですべての対応を行うべきである。
- (2) 各地方公共団体における対応はまちまちである。移転及び建替に関する支援や税の減免への配慮など、対応は国がすべての面で明確に方針を示して、統一的に行うべきである。

- (3) 住民の移転が既に始まっているが、公的支援を受けると公表されているにもかかわらず、実際の費用を住民が立替払いし、その支払いを受領する時期について具体的な見通しが立っていない状況である。移転費及び賃料負担について緊急の公的立替払いの仕組みが必要である。具体的には耐震偽装に関する緊急救済機構の創設なども考慮すべきである。
- (4) 公的支援の対象としては、敷金、礼金、不動産仲介料、荷物保管料、駐車場代なども対象とし、少なくとも緊急の融資制度を設けるべきである。
- (5) 移転に当たっては、移転前の住居の広さを確保できない事例がほとんどあり、家具等の荷物を移転できない状況がある。各地方団体は、臨時の荷物置き場を無償で提供すべきである。
- (6) 現在 2 年を限度として発表されている支援制度については、2 年以内に建替が終わるかどうかが分からない状況のため住民に不安を起している。客観的にやむをえない事情により 2 年以内に建替ができない場合には支援の延期を認めるべきである。
- (7) ローンを支払については、全銀協からも配慮すべきとの通知が出されているが、実際には支払いは猶予しても、その分の金利も上乘せ回収すると各銀行から言われているのが実状である。賃料とローンとの 2 重負担は重く、将来に先送りされるだけであれば真の救済とはならない。また、欠陥住宅を抵当権にとって融資を行った銀行にも責任の一端を負わすべきである。銀行ローンは、元本や金利の減免措置を検討すべきである。
- (8) 年金生活者あるいは定年退職が近い住人の中には、今後の家賃発生を避けるために預貯金を使い切っている購入した者もいる。年金生活者については、特別の賃料負担スキームを検討すべきである。
- (9) 建替にあたっては、既に抱えているローンとの 2 重ローンになる可能性がある。この場合には、負担が過度にならないよう特別な配慮をすべきである、また、信用限度を超えて、オーバーローンになる者であっても、特別に融資を受けることができるように配慮をすべきである。
- (10) 雑損控除については、災害と同様適用になることを明確にした上、適用になる損害の範囲について早急に検討し、公表すべきである。
- (11) 精神的・心理的負担に対する対応は一部の地方公共団体では実行されているが、対応にばらつきがある。各自治体は保健所などに相談窓口を設け、対応すべきである。
- (12) マンションの建替については、発表になっている公団を利用するスキームのほか、住民が民間事業者と協力して自らの責任と創意で事業を行うことができる方策も可能なように、支援策を検討し、早急に公表すべきである。
- (13) 民間が独自のスキームを自らの手で行う場合に、公的スキームを使う場合

と差別を設けないようにすべきである。

- (14) 不動産取得税のほか、固定資産税等の関係税については、減免の配慮を明確にすべきである。
- (15) 建築基準法 9 条 1 項の除却命令のみではなく、改築命令について検討すべきである。
- (16) 住民は、国や地方公共団体の支援策にかかわらず、関係者に対する権利保全については取るべきである。
- (17) 現在支援の対象となっていない耐震基準 0.5 以上の分譲マンション、賃貸マンション及びホテルについても、どのような対応方針を採るのかについて早急に公表し、対応にばらつきが生じないようにすべきである。

2 . 事件への断固たる対応・今後の再発防止策

- (1) ヒューザーの小嶋社長のほか、太平工業など関係者をすべて証人喚問し、国会において断固として真相を究明する姿勢を取るべきである。
- (2) 既に司法手続きが開始されているが、関係者に対する行政処分は断固として取るべきである。
- (3) 刑事罰則や行政処分の強化を検討すべきである。
- (4) 建築確認・検査制度には重大な欠陥がある。建築士制度の見直しや検査制度の抜本の見直し、早急な再犯防止のあり方を検討するべきである。具体的には第 3 者によるピアチェックの導入、監理と設計の分離、偽造されない構造計算プログラムの開発、中間検査、特に現地調査の充実などを検討すべきである。
- (5) 本年度で終了する建築士に対する国土交通大臣の指定講習は来年度以降も国が責任を持って継続すべきである。
- (6) 建築基準法等関係法令については、議員立法も考慮に入れながら、法改正の具体的検討を開始すべきである。
- (7) 同様の事件に対応できる保険制度の開発も検討すべきである。

3 . 党の対応態勢

- (1) 第 1 回目にも提言をした、広報部におけるマスメディア報道のデータベース化を早急に行うべきである。
- (2) ワーキングチームメンバーにかかる金銭的負担については、配慮すべきである。

(ワーキングチームの活動)

- ・ 12 月 15 日、欠陥住宅被害者連絡協議会の吉岡和弘幹事長からヒヤリングを

行った。

- ・ 12月18日、グランドステージ住吉、グランドステージ東向島、グランドステージ茅場町の3物件について現地調査及び住民からのヒヤリングを行った。
- ・ 12月19日、国交省担当者からヒヤリングを行った。
- ・ 12月20日、中央区担当者からヒヤリングを行った。
- ・ 12月21日、国土交通委員会において国土交通省に対する国会質問。
- ・ 12月22日、江東区担当者からヒヤリングを行った。
- ・ 12月23日、日本建築士会連合会からヒヤリングを行った。
- ・ 12月24日、グランドステージ川崎大師、グランドステージ江川、コンアルマーディオ横濱鶴見、グランドステージ藤沢の4物件、及び都築佐江戸町マンションの中止になった工事現場を現地調査。4物件については住民からのヒヤリングを合わせて行った。

以 上